

泉佐野市情報公開条例

平成11年12月22日
泉佐野市条例第27号

(公開しないことができる情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名

エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが公益上必要であると認められる情報

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの又は公にしないことを条件として任意に提供されたものであって、法人等又は個人において通例として公にしないこととされているものその他当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を保護するため公開することが必要であると認められる事業活動に関する情報

イ 人の生活又は財産に影響を及ぼす違法又は不当な事業活動に関する情報

(3) 法令等の規定により、公開してはならないと明示されている情報

(4) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序維持に支障が生じる情報

(5) 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体(以下「国等」という。)から受託した事務に関する情報のうち、公開してはならない旨の明示の指示があるもの又は国等から依頼を受けた調査等に関する情報のうち、公表してはならない旨の条件が付されているものであって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係に著しい支障がある情報

(6) 市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(7) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げる支障があると認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするもの又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するもの

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するもの

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保を困難にするもの

オ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するもの